

案件概要表

個別案件（専門家）

2018年06月20日 現在
主管区分：在外事務所主管案件
パナマ事務所

案件名	(和) リスク管理の視点を盛り込んだ土地区画整理能力強化 (英) Strengthening the municipal capacities in urban planning and land use planning for preventive risk management
対象国名	コスタリカ
分野課題 1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題 2	
分野課題 3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-都市計画・土地造成
プログラム名	気候変動対策プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	環境保全
プロジェクトサイト	サンホセ首都圏 サン・ホアキン・デ・フローレス市 サン・パブロ・デ・エレディア市 リベリア市
署名日(実施合意) (*)	
協力期間 (*)	2017年08月2日 ~ 2020年08月2日
相手国機関名 (*)	(和) 住宅省 (英) Ministry of Housing and Human Settlements

プロジェクト概要

・背景

同国においては人口増加と都市部への人口集中により、都市部（中核都市を含む）の住居範囲が広がっている。地方自治体による土地区画整理を含む都市整備・都市計画が行われておらず、災害リスクの高い地域への住居や、避難所やライフライン等の災害に備えたインフラのない地域への住居が無計画に進んでいる状況である。同国の「土地区画整理」の法的枠組み

は「都市整備法」の下の「都市化規則」に概念が書かれているが、土地区画整理に係る手順や基準などがまだ不足している。

他方、実際に都市整備・土地区画整理の実施責任主体である地方自治体においては、計画策定能力・実施能力が十分であるとは言えず、本協力により市役所の計画策定・事業実施能力が強化されれば、対象市に必要な土地区画整理が進むと期待される。なお、都市整備法により「都市整備」の監督省庁は住宅省にあり、実施権限・責任はその土地を管轄する市役所であると規定されている。

本要請では、災害リスクに配慮した土地区画整理計画策定が喫緊に必要とされる3市を対象として、パイロット事業の準備・計画策定作業を通じて得られる知見を今後中央省庁が他地方自治体へ応用していくことが期待される。

本件はコスタリカ国家開発計画（2015－2018）の重点分野「経済成長の促進と雇用の創出」及び「貧困撲滅と不平等の削減」に寄与するものである。

・上位目標

コスタリカにおける土地区画整理手法を用いた災害リスク管理能力が向上する。

・プロジェクト目標

災害リスク管理手法として都市計画・土地整備の計画・事業実施・管理にかかる地方行政の能力が強化される。

・成果

成果1：都市計画のツールとしての土地区画整理を導入するための概念・仕組みが明らかになる。

成果2：土地区画整理規則等が整備される。

成果3：対象地方自治体の中から少なくとも3つのパイロット事業実施にかかる提案書が作成される。

成果4：対象地方自治体の土地区画整理の経験が国内で共有される。

・活動

活動1-1：土地区画整理手法関連法規及び現状を確認する。

活動1-2：コロンビア・日本の土地区画整理の事例確認とコスタリカへの適用についてのワークショップを実施する。

活動1-3：政府機関・地方自治体における土地区画整理の基本的な概念の

取り纏めとメカニズム案を作成する。

活動 2-1：市町村での土地区画整理実施に必要な地方自治体の関連法規（案）を作成する。

活動 2-2：土地区画整理の事業における利益・負担、参加手順等を規定する基準（案）を作成する。

活動 2-3：土地区画整理の手順を詳細に示すため、法規（国家都市化規則）に含むべく改善項目を検討する。

活動 3-1：対象地方自治体におけるパイロット事業の実施サイトを選定する。

活動 3-2：対象地方自治体のパイロット事業実施サイトの現状を確認する。

活動 3-3：土地区画整理のパイロット事業形成に必要な準備手順を策定する。

活動 3-4：土地区画整理のパイロット事業が成功するために必要な項目（費用便益等）について分析を行う。

活動 3-5：土地区画整理パイロット事業の実施に向け、住民、土地所有者及び開発業者などとの交渉にかかる活動計画の作成、及び中央関連省庁との交渉・調整を行う。

活動 4-1：プロジェクト活動について中央・地方関連機関関連職員へ研修を行う。

活動 4-2：プロジェクト活動について共有のためのワークショップ・セミナーを実施する。

・投入

・日本側投入

1)コロンビア人専門家派遣

2017 年度：第 1 回目派遣 2017 年 08 月、第 2 回目派遣 2017 年 11 月

2018 年度：第 3 回目派遣 2018 年 05 月、第 4 回目派遣 2018 年 11 月、第 5 回目派遣 2019 年 02 月

2019 年度：第 6 回目派遣 2019 年 08 月、第 7 回目派遣 2019 年 11 月、第 8 回目派遣 2020 年 02 月

2020年度：第9回目派遣 2020年07月

2)印刷したカタログ

3)CD/フォルダー/その他教材

・相手国側投入

1) コスタリカ国内研修実施経費

カウンターパートの配置

ワークショップや会議用の施設

国内移動用の車両

・外部条件

特になし。

実施体制

・現地実施体制

カウンターパート機関：住宅省、対象市役所、都市住宅庁、地方自治体振興庁

・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

2010年－2013年 課題別研修「都市開発のための土地区画整理手法」

2010年－2013年 第3国研修「都市計画システムと土地管理ツールプロジェクト」

2013年－2015年 第3国専門家「リスク管理の視点を盛込んだ都市計画策定能力向上」

2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.

特になし。

・他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

草の根技協（パートナー型）

2019年03月06日 現在
主管区分：国内機関主管案件
関西センター

案件名	(和) 障害者の社会支援システム構築プロジェクト (英) Project on building a social support system for disabilities
対象国名	コスタリカ
分野課題 1	社会保障-障害者支援
分野課題 2	社会保障-社会保険・社会福祉
分野課題 3	社会保障-労働・雇用関係
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	社会的弱者支援プログラム
援助重点課題	市民生活の質の向上
開発課題	社会的弱者支援
プロジェクトサイト	ペレスセレドン、およびコスタリカ共和国内の中央地方、ブルンカ地方、北部ウエタル地方、ウエタル・アトランティック地方、チョロテガ地方、中央パシフィック地方
署名日(実施合意) (*)	2017年04月27日
協力期間 (*)	2017年04月27日 ~ 2022年04月26日
相手国機関名 (*)	(和) モルフォ自立生活センター、国家障害者審議会、国立職業訓練機関 (英) Morpho Independent Living Center, Conapdis, INA

プロジェクト概要

・背景

コスタリカでは、1996年に障害者の機会均等法が制定され、障害者の社会参加における機会均等が保障されているにもかかわらず、実際にはそれを享受する障害者がほとんど見られないのが現状であった。そういった状況を変えるためにコスタリカが開催した障害当事者向けのリーダー研修、南部の町ペレスセレドンの JICA 技術協力プロジェクトや日本での地域別研修を受け、エンパワメントされた障害当事者がペレスセレドンで中

南米地域初の自立生活センターを設立した。そして、障害者の自立生活を実現するため現行プロジェクトを実施し、サービスのモデルケース、自立生活の周知等で成果を上げた。さらに、今後コスタリカでの障害者の社会支援サービスを構築するにあたっての肝である「障害者の自立を促進する法律（自立法）」が本年制定された。しかし、コスタリカ全土での障害者のエンパワメント、自立法を導入・実施する際の実践的知識の不足など課題は山積であり、障害者が真に地域で暮らすことのできる社会を構築する為に支援体制を整えていく必要がある。

・ 上位目標

自立生活センターを中心とする社会参加支援の取組が6つの地方で導入される（中央地方、ブルンカ地方、北部ウエタル地方、ウエタル・アトランティック地方、チョロテガ地方、中央パシフィック地方）

・ プロジェクト目標

ペレスセレドンで障害者の社会支援システムを構築し、全国ネットワークで共有される

・ 成果

- 1.モルフォ自立生活センターで障害者の相談支援体制が強化される。
- 2.ペレスセレドンで行政機関や他民間団体との連携が強化される。
- 3.全国各地方に障害当事者による社会支援システムを普及させるための人材が育成される。
- 4.全国で障害者のエンパワメントが強化される。
- 5.「障害者の自立を促進する法律（自立法）」が障害者の社会参加を促すような導入・実施がなされる。

・ 活動

- 1-1.障害者の相談窓口の能力を強化する。
- 1-2.障害者の権利擁護のための法的相談支援体制を整備する。
- 1-3.障害者の車椅子・福祉機器等の相談支援体制を整備する。
- 1-4.障害者の就労に関する相談支援体制を整備する。
- 2-1.市役所の障害者の相談支援体制を促進する。
- 2-2.市役所に障害者問題協議のための行政機関・民間団体で構成した委員会を設置する。
- 2-3.市民擁護局と協同でペレスセレドンに法的支援体制を確立する。

- 2-4.地方の諸機関と協同で障害者問題の啓発を行う。
- 3-1.各地方で自立生活センターの運営のための研修を行う。
- 3-2.各地方の自立生活センターで介助派遣を行うための研修を行う。
- 3-3.各地方の自立生活センターで障害者による相談業務を行うための研修を行う。
- 3-4.各地方で行政機関・民間団体に対し社会支援システム普及のための研修を行う。
- 4-1.自立生活センターの全国ネットワークを確立する。
- 4-2.首都にネットワークの事務所を設置する。
- 4-3.最低年1回障害者の全国集会を開催する。
- 4-4.全国の障害者の問題をネットワークを通じて情報共有し、啓発活動及び政策提言を行う。
- 4-5.障害者団体情報委員会(COINDIS)と協力して自立法の全国への普及活動を行う。
- 4-5.障害者団体情報委員会(COINDIS)と協力して自立法の全国への普及活動を行う。
- 5-1.自立法の導入・実施に向けて国家障害者審議会(CONAPDIS)と協議を行う。
- 5-2.自立法における介助者養成研修の実施に向けて国立職業訓練センター(INA)と協議を行う
- 5-3.CONAPDISとINAに自立生活についての研修を行う

・投入

・日本側投入

【人材】

- ・プロジェクトマネージャー(日本人):1名
- ・日本人専門家(障害者相談支援専門員・車椅子開発、製作、レンタル、修理専門家・障害当事者啓発活動、政策提言のアドバイザー):8名

【研修】

- ・日本でのカウンターパート研修(コスタリカのペレスセレドン地区以外の障害者リーダーに対して自立生活センターのノウハウを研修する。すでにカウンターパートで活動している障害者のフォローアップ及びスキルアップのための研修、行政(ペレスセレドン市役所)の担当者が日本のシステムを研修する):3回

【資機材等】

- ・ 各研修実施費
- ・ 相談窓口用資機材
- ・ 活動費
- ・ 車椅子関連皆資機材
- 【その他】
- ・ 介助料金

- ・ 相手国側投入
- 【人材】
- ・ コスタリカ人障害当事者スタッフ 6 名、健常者スタッフ 4 人
- 【施設】
- ・ 事務所

- ・ 外部条件
- なし

実施体制

- ・ 現地実施体制
すでにモルフォ自立生活センターに 6 名の障害当事者がメンバーとして活動しており、彼らを中心としてプロジェクトマネージャーと共に、本事業を実施する

- ・ 国内支援体制 (*)
メインストリーム協会からは、現地に本事業の運営管理責任者としてプロジェクトマネージャーを派遣し、国際協力部の本事業担当者がその補助を行う。また、当協会総務部に本事業専門の経理担当者を配置する。

関連する援助活動

- ・ 我が国の援助活動

- ・ 他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

1. 案件名

国名：グアテマラ共和国（グアテマラ）、ホンジュラス共和国（ホンジュラス）、エルサルバドル共和国（エルサルバドル）、ニカラグア共和国（ニカラグア）、コスタリカ共和国（コスタリカ）、パナマ共和国（パナマ）

案件名：持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープラン策定支援プロジェクト

Project to Strengthen Capacities in the Elaboration of Regional Master Plan for Mobility and Logistics for Sustainable Regional Development in the Framework of Central American Economic Integration

2. 協力概要

(1) 事業の目的

本事業は、中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）加盟6カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）において、物流ロジスティクス開発マスタープランを策定し、その実施に資する組織強化と人材育成を行うことにより、マスタープランで提案された優先プロジェクトの実施を通じた物流ネットワークの強化や海外直接投資を促進し、もってCOMITRAN加盟国内及び各国間の貿易・経済活性化に寄与する。

(2) 調査期間

2019年6月～2023年2月を予定（計44か月）

(3) 総調査費用 約6.6億円

(4) 協力相手先機関

実施機関：本案件に係る意思決定はCOMITRANにて行い、中米経済統合一般条約常設事務局（Secretaría de Integración Económica Centroamericana（SIECA））がその事務局機能を担う。

関係機関：COMITRANは中米6カ国の運輸系大臣によって構成されるため、各国の運輸系省庁が関係機関として挙げられる。具体的には以下の通り。

グアテマラ国通信・インフラ・住宅省（CIV）、ホンジュラス国インフラ・公共事業省（INSEP）、エルサルバドル国公共事業・運輸・住宅都市開発省（MOPTVDU）、ニカラグア国運輸・インフラ省（MTI）、コスタリカ国公共事業・運輸省（MOPT）、パナマ国公共事業省（MOP）

(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：公共・公益事業（運輸交通）

対象規模：COMITRAN加盟6カ国（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ）

裨益者：6か国の総人口約4730万人

3. 協力の必要性・位置付け

(1) 現状及び問題点

中米地域においてはこれまで域内関税撤廃、動植物検疫の統一化、物流ロジスティクスのマルチモーダル化構想など、様々な取り組みが、世界銀行、米州開発銀行（IDB）、国際連合ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）等の国際機関や米国、スペイン等の二国間援助を通じて実施されてきた。他方、こうした努力にもかかわらず、中米域内における貿易振興の現状や物流ロジスティクスの改善は十分とは言い難く、他地域に比べ著しく高い域内物流コスト（中米地域：US \$ 0.17/ km、米国・ブラジル：US\$0.0035/ km）、国境税関行政の非効率性、貧弱かつ老朽化した物流インフラ（道路、橋梁、港湾、空港等）など、高い物流コストと輸送のモードを中心に課題が多い。また、域内貿易は陸路に偏重し、代替輸送手段が未整備のままとなっており、更に主要モードとして従来の道路依存型から短距離海運へのシフトも検討されているが、進捗は芳しくない。

上記のような課題の解決に向けて、各国では回廊計画、港湾開発計画、及び国毎の物流関連計画が策定されているが、各国間の整合性が取れていない。また、地域統合的、セクター横断的な計画及び戦略は策定されていないため、結果的に、中米地域全体として合理的で連携の取れた事業の実施には至っていない。地域全体の戦略性を高めるためには、産業政策の方針を踏まえた地域全体の貿易活性化に資する計画の策定及び、事業実施段階での各国間の調整のための組織体制構築及び人材育成が必要である。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

中米 6 カ国で構成される中米経済統合一般条約常設事務局（SIECA）は、中米統合機構（SICA）傘下の中米運輸交通大臣審議会（COMITRAN）を通じて中米物流ロジスティクス地域政策フレームワーク（Política Marco Regional de Movilidad y Logística；PMRML）を策定した。同政策は、域内 6 カ国において各国がそれぞれの利益を優先して物流政策を進めるのではなく、各国間で政策レベルでの調和、体系化、統一を重要視しており、2015 年 6 月の SICA 首脳サミットではこれが地域経済統合の最優先課題であることが確認されている。本事業は、同政策の具体的実行に必要なツールとして位置づけられる。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

中米地域の物流ロジスティクス分野においては、主に IDB、ECLAC が中米 6 カ国に対し、SIECA を通じた地域協力を展開している。IDB は 6 カ国の国家物流ロジスティクス計画の策定支援及び地域レベルの中米物流ロジスティクス地域政策フレームワークの策定を支援し、また 2000 年代初頭よりメソアメリカプロジェクト（旧プエブラパナマ計画）の枠組みにてメソアメリカ横断国際道路回廊整備（RICAM）等のインフラ整備を実施中。また、ECLAC は、当該地域の物流ロジスティクスにかかる経済開発指標の整備と体系化を実施中である。

2015 年 5 月以降、JICA は SIECA が構成する物流ロジスティクスタスクフォースチーム（SIECA、6 カ国政府代表、COMITRAN、IDB、ECLAC 及び JICA により構成）のメンバーとして各種会合に参画、情報共有・調整を行ってきた。政策策定及びインフラ整備は IDB が協力し、政策実行のために必要なマスタープランや組織体制強化及び人材能力開発は JICA が協力し、また経済開発指標の整備は ECLAC が協力するという大枠の整理がドナー間でできつつあり、これらアクションは定期的な大臣会合を通じ承認されてきたものである。

また各国レベルでは、IDB の協力を通じ、国家物流ロジスティクス計画（PENLOG）を策定中であり、各国レベルでの戦略的な計画策定を進めているため、本プロジェクトでもその取り組みとの整合性を保つことが求められる。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

本事業は、開発協力大綱における以下の記載に合致した取り組みと位置付けられる（下線部分）。

- 「地域統合、国境を超える問題等への対応、地域機関との連携強化」
- 「現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を超える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになってきていることを踏まえた協力を行っていく。」
- 国際機関、地域機関等との連携：「また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。」

また、JICA の協力方針においては、2015 年 10 月に SICA と JICA の間で設定された「SICA-JICA 地域協力アクションプラン5 か年計画」における5重点分野の一つとして「物流ロジスティクス分野」が位置付けられており、これに基づき基礎情報収集・確認調査（2016年3月～2017年2月）、SICA 地域協力アドバイザー（2015年4月～現在）による協力がこれまで行われてきた。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

1) マスタープランの策定

- (ア) 関係者内での物流改善への理解を深めることを目的とした技術セミナー（COMITRAN 加盟国及び SIECA を対象）の開催
- (イ) 社会経済概況、財務状況、自然条件の把握
- (ウ) 物流に関連する各国の既存戦略、政策、統計データ、関連法令等のレビュー・分析
- (エ) 交通・物流分野関係機関のレビュー（組織、人数、実施体制（官民の役割分担含む）、年間計画等）
- (オ) 交通・物流分野における他ドナーの活動状況、関連プロジェクトの調査
- (カ) バリューチェーンや主要産業の物流に係る課題及び物流産業における現状の調査・分析
- (キ) 交通・物流分野に関連する基準（道路基準等）の調査
- (ク) 交通・物流分野の予算状況の把握
- (ケ) 現状の交通データ・経済指標の調査・分析
- (コ) 交通・貿易 OD（起終点）調査の実施
- (サ) 交通・物流に係る需要予測の実施
- (シ) 交通・物流における課題・改善点の特定
- (ス) 将来の交通・物流網のビジョンの策定

- (セ) 交通・物流分野における戦略の代替案の提示
- (ソ) 戦略的環境アセスメントに係る調査の実施
- (タ) 各戦略の比較及び最適な戦略の特定
- (チ) 戦略実現に最適な優先プロジェクトの特定
- (ツ) 優先プロジェクトの実施に必要な資金メカニズム（PPP 含む）の提案
- (テ) プロジェクトの優先度、予算状況を考慮した実施計画の策定

2) 組織及び人員の能力強化

- (ア) 各国、地域レベルにおけるマスタープランの実実施計画及び持続的なモニタリング計画の提案
- (イ) SIECA による組織能力強化の実実施計画の提案
 - a) 物流関連データセット及び中米地域におけるデータアップデートの制度構築
 - b) 本邦研修、第三国研修（メキシコ）若しくは小規模な技術セミナーの開催を通じた地域人材の能力強化

(2) アウトプット（成果）

- 1) 持続的な経済開発・地域統合のための中米地域物流ロジスティクス開発マスタープランの策定
- 2) マスタープランの実現のための組織、人員の能力強化

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

- 1) コンサルタント（10名、約 65.5MM）
 - a. 地域経済統合・統計・データ分析
 - b. 物流計画
 - c. 産業経済分析
 - d. 交通経済分析
 - e. 道路交通計画
 - f. 港湾・海運計画
 - g. 空港計画
 - h. 鉄道計画
 - i. 事業実施計画
 - j. 環境社会配慮

2) その他

- a. 機材供与

b. 人材育成のための研修

c. プロジェクト内で入手したデータの供与

5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

物流ロジスティクスマスタープランで提案された優先プロジェクトの準備及び実施を通じて、物流ネットワークの強化が実現し、海外直接投資が促進され、域内・域外貿易の増大とCOMITRAN加盟国の経済が促進される。

6. 外部要因

(1) 協力相手国内の事情

- 1) 政策的要因：政権交代等による政策の転換により提案計画が形骸化しない。
- 2) 行政的要因：関係機関・省庁の権限が変更されない。関係機関の間で必要な調整が適切に行われる。
- 3) 社会的要因：甚大な自然災害や経済不況等、計画の前提となる経済・社会状況が外的要因により、大きく変化しない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ：特になし。

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本調査で確認
- ④ 汚染対策：本調査で確認
- ⑤ 自然環境面：本調査で確認
- ⑥ 社会環境面：本調査で確認
- ⑦ その他・モニタリング：本調査で確認

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】GI (S) ジェンダー活動統合案件

<活動内容/分類理由>

本事業では、計画策定に先立ち、現状分析を行う際には、地域開発におけるニーズが男女間で異なる可能性があることを念頭に置き、可能な限り男女別での統計データにあたるよう努める。更に、ステークホルダー会議に女性を含む多様な関係者が参加できるよう配慮する等、計画に女性の意見が適切に反映されるよう工夫する。

4) その他特記事項

特になし。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用

(1) 類似案件の評価結果

2014年度テーマ別評価「評価結果の横断分析：森林・自然環境保全分野における実践的なナレッジ教訓の抽出 ナレッジ教訓シート12（「複数機関」のプロジェクトへの関与）」からの教訓として、直接的なカウンターパート機関は特定されているが、関係省庁・関係機関等の関与が不可欠な場合においては、複数の関係機関との協議・調整が可能な意思決定の場/プラットフォームが必要である点が挙げられている。

(2) 本事業への教訓

本事業においては、SIECA の枠組みにおいて、加盟 6 カ国の運輸系省庁が活動することになり、意思決定の場/プラットフォームとしては、COMITRAN の既存の仕組み（大臣会合、技術委員会等）を活用することが必須となる。特に、本事業に関連する技術委員会である中米物流・ロジスティクス委員会（CTRML）を協力開始後早期に召集するとともに、CTRML の担当者とともにワーキンググループを構成し具体的な活動を展開するよう留意する。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標（提案計画の活用状況）

本事業完了 3 年後までに、物流ロジスティクスマスタープランにおける提案内容が、COMITRAN 含むマスタープランの関係組織の役割・計画・活動に反映されている。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

10. 広報計画

(1) 当該案件の広報上の特徴（アピールポイント）

1) 相手国にとっての特徴（国・国民にとってのメリット等を記載）

SIECA 及び COMITRAN が最優先施策の一つに位置付けている物流ロジスティクス改善を組織・省庁横断的に推進する上で要となる事業である。物流改善に対する民間企業の期待も高いことから、政策及びその実施によるインパクトをタイムリーに広報することが求められる。

2) 日本にとっての特徴（活用する日本の技術・知識、日本の経済・社会に対するメリットを記載）

物流改善には日本の技術や知識の活用が期待されており、物流分野での民間企業進出にもつながること、また物流事業の改善によるビジネス環境整備は企業進出の拡大につながることから、事業計画・進捗は本邦企業に対しても発信する。

(2) 広報計画（広報上の取り組み案を記載）

物流ロジスティクス M/P 策定による政策の決定から優先事業の実施進捗、成果について、JCC 及び技術委員会（Technical Operative Committee（COT））等の会合の機会やプレスリリースにて国内外に情報発信する。